

利益相反管理方針の概要

平成 21 年 6 月

平成 22 年 4 月 1 日改正

SBI ジャパンネクスト証券（以下「当社」といいます。）は、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために対象取引を管理する体制を構築します。

当社は、利益相反管理に関する方針の概要を、法令に従い、ここに公表いたします。

1. 利益相反のおそれのある取引の特定・類型

当社は、利益相反の恐れがある対象取引をあらかじめ特定・類型化し、適宜見直しをいたします。利益相反は、（１）お客様と当社または当社グループ会社との利益が相反する取引、及び（２）お客様と当社または当社グループ会社の他のお客様との利益が相反する取引が考えられます。

ただし、当社が行っている業務は、私設取引システム運営業務のみであり、お客様は証券会社に限定しております。従って、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引は現在のところ特定されておられません。

今後、新たな業務を開始する場合及び当社グループにおいて新たに管理すべき金融機関等が該当することとなった場合には、その都度利益相反管理統括部署においてあらかじめ対象取引を特定・類型化し、その管理方法を定めるものとします。

2. 利益相反取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法またはその他の方法を選択または組み合わせることにより当該お客様の保護を適切に管理するものとする。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ③ 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、対象取引の特定及び利益相反を一元的に管理いたします。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社及び当社の親金融機関等または子金融機関等です。以下に対象となる主要なグループ会社を掲げます。

- (1) 株式会社 SBI 証券
- (2) 住信 SBI ネット銀行株式会社
- (3) SBI アセットマネジメント株式会社
- (4) SBI キャピタル株式会社
- (5) SBI 損害保険株式会社